

第一条 名称及び所在

・本スクールは、東京私立フットボールセンター(TPFC) サッカースクール(以下本スクール)と称します。

・本スクールは、(株)フィットエンターテイメント(以下フィット)が運営いたします。

・渋谷区神宮前4 - 11 - 6表参道千代田ビル5F(:03-5771-0048 mobile:070-6553-5712 fax:03-3408-7013 e-mail:school@feat-e.com)に主たる事務局を置きます。

第二条 目的

・本スクールは、子供たちにサッカーの楽しさを伝えるなかで、個々のサッカーの技術を高め、将来的にプロの選手を育てることを主眼に、スクールの活動を通じて子供たちの将来にわたる健全な身体及び精神を育み、子供たちの個々の成長段階に応じた指導により個々の特徴を伸ばしていきます。創造力豊かで、判断力があり、自らが楽しく可能性を上げていくことができる社会全般に通用する人材を育成していくことを目的といたします。

第三条 入会資格 及び 入会手続き

・スポーツを行うに適した心身ともに健康な状態にあり、保護者も本規約に準ずることを承諾した上で、本スクールの規約に同意及び遵守できる方。所定の手続きを終え、本スクールが入会を認めた方(以下スクール生という)は、別途定める練習日から本スクールに参加することができます。

第四条 指導者

元プロサッカー選手又はライセンス取得者が指導いたします。

コーチ配置の目安は、スクール生20名迄に対して、指導者が1名以上ついて指導することとなります。ただし、U-4,U-6についてはスクール生10名以上20名迄に対して指導者プラス1名のアシスタントコーチがつかます。

第五条 クラス

別に定めるクラス編成をご確認下さい。

スクール生ご本人の希望と指導者の判断(体格、実力等総合的に勘案)により、高学年又は低学年での受講が可能です。この際、受講料は該当するクラスでの金額となります。

第六条 会場

上井草スポーツセンター3F屋上

東京都杉並区上井草3-34-1

電話番号 : 03-3390-5707

第七条 会費の納入

・別に定める入会金、年会費、受講料及びその他の諸費用を所定の方法でお支払いいただきます。

・会費の納入を怠ったときは、本スクールは当該スクール生への指導を停止し、退会していただくことがあります。

第八条 個人情報の取扱い

本スクールは、法令を遵守し、別に定める「個人情報の取扱いについて(プライバシーポリシー)」に基づき厳正な取扱いを行います。

第九条 傷害保険への加入

・本スクール生は、必ずスクール側で「スポーツ安全保険」への加入手続きを行います。

・万が一、本スクール活動中に、怪我や事故が起きた場合、本スクール指導者の管理下における活動中の怪我や事故と認められた場合のみ「スポーツ安全保険」の範囲内で賠償いたします。

詳細は、「スポーツ安全保険」のしおりを参照ください(区分Aに加入いただきます)。料金は入会金(更新料)に含まれます。

第十条 開催日及び期間

別に定める年間スケジュールをご確認下さい。

雨天時は原則開催いたします。ただし、突然の雷や強風などの荒天候時は中止にする場合があります。そのような場合は適宜スクール事務局まで確認ください。

荒天候により、コーチの判断で外でのトレーニングを室内に変更して実施する場合があります。但し、室内の場所の確保が出来ない場合は中止にする場合があります。(別の日への振替は行いません。)また、事前に事務局(mobile 070-6553-5712)まで必ずご連絡ください。

各曜日、レッスン回数を年間最低36回と致します。

やむを得ない事情が発生した場合に、定められた練習日を中止する場合があります。その場合は、可能な範囲で事前にスクール生に通知いたします。

個人のご都合でお休みされる、又は遅刻等(風邪・学校行事含む)の場合の振替は一切いたしません。

食育及びメディカルに関するセミナー日程は別途ご連絡いたします。

第十一条 休会及び退会

・諸事情により、本スクールを休会される場合は、コーチに報告し、休会希望月の前月15日までに事務局に連絡してください。(コーチ及び事務局に連絡がなく、無断で休会となった場合は、通常通りの受講料をいただきます)

・休会は1ヶ月単位とさせていただきます、休会期間は受講料を2000円/月とさせていただきます。

・諸事情により、本スクールを退会する場合は、コーチに報告し、退会月の前月15日までに事務局まで連絡してください。(月の途中で退会の連絡をされた場合は当月の受講料の返金はいたしません。)

・退会后、再入会される場合は、再度、入会金及び年会費、受講料をお支払いいただく形となります。(ただし、定員との関係で再入会できない場合があります。)

第十二条 負傷時の処置及び免責

・本スクール生が本スクールのトレーニングを受講中に負傷した場合には、本スクールのコーチ陣又はスタッフが応急処置を施し、その後の治療、通院、入院、リハビリテーション等についても、本スクールのメディカル担当者が必要に応じてアドバイス指導いたします。

・本スクール指導者の管理以外で起きた事故・盗難や、本スクール指導者の管理下においても指導者の指示に従わないで起きた事故・盗難については、本スクールはその賠償を一切負いません。

第十三条 その他遵守事項

本スクール生及び保護者は、別に定める「TPFCサッカースクール参加者ご注意事項」を遵守してください。

第十四条 休校・閉鎖

・天災地変・社会情勢の変化、その他通常のスクール運営を継続することが困難となる事由が生じた時は、本スクールは、休校、もしくは閉鎖する場合があります。

第十五条 スクール生の変更事項

スクール生は、住所、連絡先等、入会手続きの際の記載事項に変更があった場合には、事務局までその内容を連絡してください。

第十六条 除名

本スクール生として相応しくないと認められる方に対し、本スクールは除名することがあります。

(・本規約に違反された方・本スクール指導者の指示に従わない方・社会規範に反する行動をされた方・他のスクール生や、施設利用者、利用施設、本スクールに多大な迷惑をかけた方・その他本スクールの品位を落とすような行為をされた方等)

第十七条 細則

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は本スクールが別に定めます。

第十八条 施行

本規約は2007年4月1日より施行いたします。

付則

本規約は2008年4月1日に一部改定されました。

改定後の規約は同日より適応されます。